

職場におけるメンタルヘルス対策 の促進事業

平成26年8月

労働基準局安全衛生部労働衛生課(泉陽子課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

施策目標Ⅲ－2－1

労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

2. 事業の内容

(1) 実施主体

受託者（平成24年度まで企画競争入札、平成25年度以降は一般競争入札（最低価格落札方式）により選定）

(2) 概要

（メンタルヘルス対策支援事業）

地域における職場のメンタルヘルス対策を支援する中核的な機関として、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・適切な対応、休職した労働者の円滑な職場復帰まで、事業者への総合的支援を行う。

（メンタルヘルス・ポータルサイト事業）

メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族に対し、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

(1) 有効性の評価

平成 24 年労働者健康状況調査等において、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は、47.2%と平成 19 年度と比べて 13.6 ポイント増加していることから、目標に向け着実に進展していると評価できる。

(2) 効率性の評価

メンタルヘルス対策支援センターにおける相談対応、個別訪問指導等や、面接指導等を行う医師等に対する研修を実施し、相談への対応能力など産業医等の資質の向上及び、対策の一層の促進を図ることで事業の効率性を高めた。また、「こころの耳」については、専門家の議論により、ニーズに合うコンテンツを作成することで事業の効率性の向上に努めた。

なお、メンタルヘルス対策支援センターは、平成 26 年度から産業保健推進センター及び地域産業保健センターと統合し、ワン・ストップサービスの体制を整えるなど、利用者の利便性の向上に努めている。

(3) 評価の総括（必要性の評価）

当該事業の実施により、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合」が増加傾向になる（平成 24 年労働者健康状況調査等）など、着実に効果を上げているが、第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年 2 月策定）においては、平成 29 年までに「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上とする」とされており、引き続き対策の促進を図る必要がある。

4. 事後評価結果の政策への反映の方向性

平成 26 年 6 月にストレスチェック等の実施を事業者義務付ける改正労働安全衛生法が公布されたため、平成 27 年度予算要求において、ストレスチェックを受けた労働者からの相談に対応できるよう、電話相談窓口を設置するための予算を要求する。また、民間事業者の行うメンタルヘルス支援サービスが適切に実施されるよう、ストレスチェック等に関わる相談機関（EAP 機関等）の実態調査を行うとともに、ストレスチェックの効果を検証するための調査研究の予算を要求する。

※平成 26 年度から「メンタルヘルス対策支援事業」は「産業保健総合支援事業」に統合

5. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
1	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合（50%／H24 年、100%／H32 年）	—	—	43.6%	47.2%	—
達成率		—	—		94.4%	
【調査名・資料出所、備考等】						
平成 23 年：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働災害防止対策等重点調査」						
平成 24 年：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」						

アウトプット指標		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
2	メンタルヘルス対策に関する事業場の体制づくりに関する支援件数（20,000 件／H 23 年度）	—	—	33,728 件	41,022 件	24,753 件 ※
達成率		—	—	168.6%		
3	事業者等からのメンタルヘルス・ポータルサイトに対するアクセス数（100,000 回／H 23 年度）	—	—	642,957 回	1,064,094 回	2,115,150 回
達成率		—	—	642.9%		
<p>【調査名・資料出所、備考等】 厚生労働省労働基準局安全衛生部調べによる。 ※仕様書の変更があり、体制づくりに関する訪問支援、相談を合算している</p>						